

季節性インフルエンザ「感染症診断結果の報告」の運用について

幼児保育課長

季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）に感染した場合、これまでは「感染症診断結果の報告」をお渡しし、医療機関で証明を受けた後、園へ提出いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応と同様に、医療機関の負担軽減、園児の感染機会の軽減を図るため、医療機関での証明を不要とし、保護者による記載といたします。つきましては、下記の報告書を保護者の方が御記入いただいた上、登園時に園へ御提出ください。

【参考】インフルエンザ感染時の出席停止（園を休む）期間について

インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法施行規則に基づき、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで**」の期間が出席停止となります。

※発症した日、解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可			
2日目に解熱	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可			
3日目に解熱	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可		
4日目に解熱	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可	
5日目に解熱	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可

※上記の期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療機関で受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登園いただきますようお願いいたします。

感染症診断結果の報告

提出日 令和 年 月 日

園 組

園児氏名

保護者氏名

感染症名	インフルエンザ(型) ※型がわかっている場合に記入
発症日	令和 年 月 日
解熱日	令和 年 月 日
発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過した日(登園可能となる日)	令和 年 月 日
受診医療機関名	